

令和3年度幼児教育アドバイザー訪問事業 実施要項

1 目的

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる「目指す乳幼児の姿」の実現に向けて、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーが、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所」という。）からの依頼に応じた訪問を実施します。



2 対象

県内の幼稚園、保育所及び認定こども園等

3 内容

(1) 園・所訪問

幼児教育アドバイザーが、園・所を訪問し、園・所生活の参観を通して、乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方などについての助言を行います。

また、園・所の希望により県立特別支援学校教育相談主任が同行し、特別な支援を必要とする乳幼児への支援等についての相談等に応じます。

(2) 部会等

園・所長研修会、市町内保育者研修会、幼保小合同研修等においても、県の施策や「目指す乳幼児の姿」、環境構成や保育者の援助等の内容について研修講師を務めることも可能です。

4 訪問日時

祝日を除く月曜日から金曜日の9時から15時の間において、希望の日時で調整します。この他の曜日、時間帯の希望については相談してください。

5 訪問回数

訪問回数は、1園・所等につき年間3回程度までとします。

なるべく複数回の訪問ができるよう年間で計画を立ててください。

6 訪問者

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センター 幼児教育アドバイザー

※県立特別支援学校教育相談主任（特別支援教育コーディネーターを含む。）や乳幼児教育支援センター指導主事・保育ソーシャルワーカー等が同行する場合があります。

7 実施方法

訪問を希望する園・所等は、幼児教育アドバイザー訪問依頼書（別紙様式）を作成の上、乳幼児教育支援センターに提出してください。訪問日時等を決定し、関係機関又は園・所にメール（kyoyou.kenshu@pref.hiroshima.lg.jp）で連絡します。その後、幼児教育アドバイザーが当日の内容等について園・所と連携します。

8 経費

訪問に係る旅費・謝金等は、広島県教育委員会が負担します。

9 その他

(1) アンケートに回答していただきます。また、後日、訪問について聴取等をさせていただくことがあります。

(2) 本訪問、アンケート及び聴取を通して知り得た内容は、県教育委員会は原則として公表しません。